

【新型コロナウイルス感染症対策関連】 スポーツ活動の再開に関する留意事項

令和2年5月14日
令和2年6月2日改定
下松市教育委員会

- (1) 各団体等による活動の自粛を妨げるものではありません。
- (2) 保護者の判断等による個人の参加自粛についても御配慮ください。
- (3) 以下の「参加者確認事項」について確認し、②で平熱を超える発熱がある方、③に該当する項目がある方、マスクを持参していない方(④)については、自主的に参加を見合わせるよう要請してください。

また、代表者の連絡先を施設管理者に伝え、感染症対応に係る施設管理者等からの情報提供要請等に対応できる体制を整えてください。

※個人情報の取扱いに注意してください。

※下松市市民体育館、下松市スポーツ公園体育館、下松市温水プールに「非接触体温計」を設置していますので、必要に応じて活用してください。(基本的には、各自で計測して参集するよう周知してください。)

※「参加者確認事項」は書面で確認し、最低でも1月間は保管してください。

「参加者確認事項」

- ①氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)
- ②利用当日の体温
- ③利用前2週間における以下の事項の有無
 - ・平熱を超える発熱
 - ・咳、のどの痛みなど風邪の症状
 - ・だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - ・味覚や嗅覚の異常
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触
 - ・同居家族や身近な知人等で感染が疑われる方
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触
- ④マスクの持参

- (4) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行ってください。

※活動中も適宜手洗いを実施してください。

(5) 使用する器具、用具等は、可能な限り共用を避けてください。やむを得ず共用するものについては、こまめに消毒する等の対応を行ってください。

(6) 屋内は、密閉空間とならないよう、必ず換気を行ってください。

(7) 密集及び密接状態は、積極的に回避してください。

※ミーティング等においても三つの密を避けることや、会話時にマスクを着用することなどの感染対策に十分配慮してください。

(8) 運動・スポーツをしていない間を含め、感染予防の観点から周囲の人と、なるべく距離を空けてください。(障害者の誘導や介助を行う場合を除く。)

※感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当とされています。

※強度が高い運動の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があります。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意する必要があります。

(9) 他の利用者、施設スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保してください。(障害者の誘導や介助を行う場合を除く。)

(10) 「走る」、「歩く」運動においては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一列に並ぶのではなく、並走する、または、斜め後方に位置取るよう留意してください。

(11) マスクを持参し、着替え時等のスポーツを行っていないときや会話をするときにはマスクを着用してください。(運動やスポーツを行う上で支障がある場合を除き、できるだけマスクを着用してください。)

※マスク（特に外気を取り込みにくいN95など）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意してください。

(12) 大きな声での会話や応援等は避けてください。

(13) タオルの共用は行わないでください。

(14) 活動終了後は、速やかに解散してください。

(15) 下松市市民体育館、下松スポーツ公園体育館、下松市温水プールに「消毒液（次亜塩素酸水）」を用意していますので、活動終了後（施設利用後は、複数の利用者が触れる部分（ドアノブ、水洗トイレのレバー、ロッカーの取手、テーブル、イス等）の消毒を行ってください。

※消毒液を拭き取るための布は、利用者で御用意ください。

※消毒液を施設利用前に利用しても構いませんが、その場合でも施設利用後の消毒作業は必ず行ってください。

※市内の小中学校については、各体育館に消毒液が用意されていますので、

同様に、施設利用後の消毒作業を行ってください。

- (16) 参加者が、施設利用後（活動後）2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対し速やかに濃厚接触者の有無等について報告してください。
- (17) 施設管理者の指示、要請に必ず従ってください。
※対外試合等（大会、練習試合等）の実施について、施設管理者が参加人数等に制限を設ける場合があります。
- (18) 競技の特性を踏まえたガイドラインが各競技団体から示されている場合は、当該ガイドラインに従って活動してください。
- (19) 対外試合等（大会、練習試合等）を行う場合は、本留意事項のほか、別紙1～3（以下の資料）を基に対応してください。
【別紙1】スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
(R2.5.29改定《公財》日本スポーツ協会・《公財》日本障がい者スポーツ協会)
【別紙2】スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト
【別紙3】移行期間における都道府県の対応について
(R2.5.25内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)
- (20) 以下の参考資料を添付しますので参考にしてください。
【別紙4】社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
(R2.5.25改定 スポーツ庁)

※国や県等からの他の指針等に注意し、最新の指針等を基に対応してください。

※スポーツ少年団関係団体においては、上記のほか県スポ少本部等からの通知に御留意ください。

※今後の動向により、要請を変更する場合がありますので御了承ください。